

一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年 4月 1日～ 令和8年 3月 31日までの3年間
2. 内容

目標1：令和5年7月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する

<対策>

- 令和5年 4月～ 所定外労働の現状を把握
- 令和5年 5月～ 各部署毎に問題点の検討開始
- 令和5年 7月～ ノー残業デーの実施
社内メールによる社員への周知

目標2：令和8年3月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間 8日以上とする。

<対策>

- 令和5年 4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和5年 6月～ 各部署毎での検討開始
- 令和6年 4月～ 計画的な所得に向けた研修の実施
- 令和7年 4月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始

令和5年4月1日
株式会社イープラネット
代表取締役 鈴木 美奈子